

# 電線貫通部の水密性に関する事項

## 改正要領

鋼船規則検査要領 H 編  
船用材料・機器等の承認及び認定要領

## 改正事項

電線貫通部の水密性に関する事項

## 改正理由

本会では、水密性が要求される隔壁や甲板を貫通する電線貫通部に関し、当該隔壁や甲板の水密性を損なわない構造とする旨、鋼船規則検査要領 H 編に既に規定している。

一方、そうした電線貫通部の水密性を担保する為の検査要件は特に規定しておらず、これまで該当する箇所の水密性の確認は、本会及び製造者の間で個別に試験方法を決定し実施してきた。

近年、そのような貫通部の水密性の確認がしばしば申請されること及び統一的な試験方法の運用が要望されたため、従来からの試験方法に関する知見を基に、電線貫通部の水密性の確認に関する規定を追加した。

## 改正内容

- (1) 鋼船規則検査要領 H 編 2 章における電線貫通部の要件を改正した。
- (2) 電線貫通部の水密性の認定試験の試験方法及びその合格基準を船用材料・機器等の承認及び認定要領に規定した。

## 改正条項

鋼船規則検査要領 H 編 H2.9.15  
船用材料・機器等の承認及び認定要領 第 4 編 1.1.1, 1.3.2, 1.3.3, 1.4.3, 1.6.1, 1.7.1, 1.10.3, 1.13.3